

第 97 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市 長	<p><b>議案第 30 号 淡路市いじめ問題調査委員会条例（平成 27 年淡路条例第 31 号）の一部を改正する条例制定の件</b></p> <p>(1) 条例改正がなぜ今になったのか。</p> <p>(2) 令和 4 年度一般会計補正予算の歳出 10 款 1 項 2 事務局費において、7 節報償費が 1 節報酬等に替わっているが、この議案に関係しているのか。</p> <p>(3) 条例改正が遅れたことにより影響は出ているのか。</p> <p>(4) 別表の項で報酬について「日額 88,000 円を超えない範囲」としているが、その根拠は何か。</p> <p><b>承認第 1 号 淡路市税条例（平成 17 年淡路市条例第 91 号）の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</b></p> <p>(1) 今回の改正によって、全体の影響額と影響人数はどれくらいになるか。</p> <p>(2) 「固定資産税の『わがまち特例』に関し、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に関する規定を新設する等の措置」について、指定される地域はあるのか。その地域はどこか。</p> <p>(3) 「固定資産税負担調整に関し、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を 2.5%（現行 5%）とする特例措置（令和 4 年度限り）」について、土地の評価額が上がった土地は、特例措置があるというものの増税となるのではないか。</p> <p>(4) 専決処分の理由について、市議会を招集する時間的余裕がないというが、地方税法の改正は 3 月 22 日に参議院本会議で可決・成立したので、3 月議会で追加議案として提案するなど、専決処分以外の方法がとれたのではないか。</p> <p><b>承認第 2 号 淡路市国民健康保険税条例（平成 17 年淡路市条例第 145 号）の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</b></p> <p>(1) 基礎課税額の課税限度額が 2 万円増額し、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が 1 万円増額する。その影響はどうなるか。</p>